

東京都シルバーパス

8月下旬に更新の案内を送付 9月30日(金)までに手続きを

現在ご使用のシルバーパスの有効期限は、9月30日(金)です。更新手続きは8月下旬にご案内をお送りしますので、よくお読みの上、9月中旬に指定の窓口で行ってください。手続きに必要なものは次のとおりです。

人 70歳以上の区民の方
共通の必要書類等
 更新申込書、本人確認書類、保護受給証明書のうち1点

更新料1,000円、非課税を
 確認する書類(平成28年度介護保険料決定通知書の所得段階に「1」「2」「3」「4」「5」のいずれかが記載されたもの・平成28年度非課税証明書・生活保護受給証明書のうち1点)

シルバーパス臨時更新窓口

[受付時間] 10:00~15:30

会場名	利用期間
江東区文化センター2階展示室(東陽4-11-3)	9/1(木)・2(金)・5(月)~8(木)14(水)・15(木)・28(水)・29(木)
豊洲シビックセンター7階レクホール(豊洲2-2-18)	9/1(木)・2(金)
豊洲シビックセンター7階サブ・レクホール	9/5(月)・29(木)・30(金)
亀戸文化センター2階大研修室(亀戸2-19-1)	9/2(金)・5(月)~7(水)27(火)・28(水)
都営大江戸線森下駅構内(森下2-17-17)	9/6(火)~9(金)
砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3)	9/7(水)~9(金)
総合区民センター2階レクホール(大島4-5-1)	9/7(水)~9(金)・15(木)・16(金)・21(水)・23(金)
東大島文化センター4階レクホール(大島8-33-9)	9/12(月)・13(火)・26(月)・27(火)
都営大江戸線門前仲町駅構内(門前仲町2-5-2先)	9/12(月)~14(水)・26(月)~30(金)
交通局研修所4階視聴覚室(東雲2-7-41)	9/16(金)・20(火)
南砂区民館4階ホール(南砂6-8-3)	9/16(金)・21(水)・23(金)

○平成28年度課税で、平成27年の合計所得金額が125万円以下(税制改正前の非課税限度額)の方
 更新料1,000円、平成27年の合計所得金額が125万円以下であることが確認できる書類(平成28年度介護保険料決定通知書の保険料段階に「6」の記載があるもの・平成28年度課税証明書・生活保護受給証明書のうち1点)

更新料20,510円
 ※介護保険料決定通知書は再発行できません(4月に送付された仮決定通知書ではなく、6月以降に届いた本決定通知書をご用意ください)。
 ※非課税等を確認する書類は更新窓口では提示のみです。
問 東京バス協会(シルバーパス専用) ☎(5308)6950(土・日曜、祝日を除く午前9時~午後5時)

近所には、あなたの力を必要としている方がたくさんいます。それは特別な力ではなく、ちょっとした気遣いや、ほんの少しの心配りです。

区では浸水被害を防ぐため、6月~10月に「土のう」を希望者に配付しています。台風接近時等の直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。※配布した土のうは、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ち

みんなでまちをきれいにする運動 秋の一斉清掃への参加団体を募集

11/13(日)

「みんなでまちをきれいにする運動(秋の一斉清掃)」を行います。ごみやたばこの吸殻のポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、町会・自治会、事業所等、皆さんの積極的なご参加をお願いします。

時 11月13日(日) ※時間は各団体による。雨天の場合11月20日(日)に延期
問 環境保全課環境美化係 ☎(3647)9373 FAX(5617)5737

「土のう」は区指定日に配送 いざという時に備えて準備を

区では浸水被害を防ぐため、6月~10月に「土のう」を希望者に配付しています。台風接近時等の直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。※配布した土のうは、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ち

「8月受付分の配送日」9月上旬の区が指定する日
申 電話で河川公園課工務係 ☎(3647)2538 FAX(3647)9216

あなたの元気をおすと分けしてくれませんか?

近所には、あなたの力を必要としている方がたくさんいます。それは特別な力ではなく、ちょっとした気遣いや、ほんの少しの心配りです。

今回のセミナーで、あなた自身が健康であるために、そして「近助」の力でもっと住み良い街にする方法を考えてみましょう。

時 区内在住・在勤のシニア世代(おおむね40歳以上)の方80名程度

人(抽選)費 無料 師 木原幹人(鈴木医院医師)、遠藤恵子(株)チームウエル代表

申 8月24日(水) 8月16日(火)から電話で共創未来メディアカルケア(株) (午前9時~午後5時) ☎(6279)1101

問 長寿応援課地域支え合い係 ☎(3647)9468 FAX(3647)9247

あなたの元気をおすと分けしてくれませんか?

近所には、あなたの力を必要としている方がたくさんいます。それは特別な力ではなく、ちょっとした気遣いや、ほんの少しの心配りです。

今回のセミナーで、あなた自身が健康であるために、そして「近助」の力でもっと住み良い街にする方法を考えてみましょう。

時 区内在住・在勤のシニア世代(おおむね40歳以上)の方80名程度

日時	場所	内容
1 9/1(木) 13:30~15:30	江東区文化センター大研修室(東陽4-11-3)	「介護のお世話にならないためには?」
2 9/5(月) 9:30~12:00 13:30~16:00	総合区民センター第2会議室(大島4-5-1)	「自分の住む地域を知り、自分たちに何ができるのか考える」
※ 9/10(土) 9:30~12:00 13:30~16:00	区役所7階会議室	「近所に住んでいる方とどう一歩お近づきになる話し方と聴き方」、「江東区の総合事業について」
3 9/23(金) 13:30~17:00	江東区文化センター大研修室	「近所に住んでいる方とどう一歩お近づきになる話し方と聴き方」、「江東区の総合事業について」

※お住まいの地域ごとに実施

人権週間にもむけて①

ストップ!ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチ解消法が成立

一部の団体が、多くの在日韓国・朝鮮の人が暮らす東京の新たな保などで「殺せ」「ゴキブリ」「出て行け」などと呼ぶヘイトスピーチ(憎悪表現)を繰り返す、社会問題となっ

ています。ヘイトスピーチとは、特定の国籍や民族、宗教などの少数者に対して差別意識を持ち、激しい言葉で憎しみを表現することです。

こうしたヘイトスピーチの解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下、ヘイトスピーチ解消法)」が5月24日に成立し、6月3日に施行されました。

「人権を尊重するまち 江東区」を目指して、民族や国籍等の違いを乗り越え、お互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

※人権問題についての相談は「法務官」

○みんなの人権110番 ☎0570(003)110

○インターネット人権相談 HP <http://www.moj.go.jp/INKEN/jinken113.html>

問 人権推進課人権推進担当 ☎(3647)1164 FAX(3647)9556

ヘイトスピーチ解消法のポイント

ヘイトスピーチ解消法のポイントは、次の三点です。

①日本以外の出身の人たちに対し、「我が国の地域社会から排除することを煽動するような不当な差別的言動は許されない」と明記しています。

②不当な差別的言動の定義を「差別意識を助長し又は誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、

凡例 時日時 場所 集集合 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eメール